三豊市監査委員告示 第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定例 監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年1月27日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 山 本 明

平成23年度

定例監査結果報告書(第1回)

三豊市監査委員

三 監 第 110 号 平成24年1月27日

- 三 豊 市 長 横 山 忠 始 様 三 豊 市 議 会 議 長 近 藤 賢 司 様 三 豊 市 教育委員会委員長 高 木 謙 一 様 三 豊市選挙管理委員会委員長 糸 川 均 様
 - 三豊市監査委員 糸川 昇
 - 三豊市監査委員 山本 明

平成23年度定例監査結果(第1回)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり提出します。

第1 監査の対象及び期間

対象			欧 木 钿 腘
部課等名		監査の範囲	監査期間
総務部	総務課、選挙管理委員会 事務局、秘書課、人事課 管財課、職員健康管理室、 文書館	平成23年4月1日 から平成23年9月 末日まで	平成 23 年 10 月 14 日から 平成 23 年 11 月 8 日まで
政策部	政策課、財政行革課 地域振興課、バイオマス タウン推進室	平成 23 年 4 月 1 日 から平成 23 年 9 月 末日まで	平成23年10月17日から 平成23年10月18日まで
市民部	市民課、税務課環境衛生課、水処理課人権課	平成 23 年 4 月 1 日 から平成 23 年 9 月 末日まで	平成23年10月31日から 平成23年11月14日まで
1117CH)	山本支所、三野支所 豊中支所、詫間支所 仁尾支所、財田支所	平成 23 年 4 月 1 日 から平成 23 年 9 月 末日まで	平成23年11月8日から 平成23年11月16日まで
健康福祉部	健康課、介護保険課 福祉課、子育て支援課 国保(財田)診療所	平成 23 年 4 月 1 日 から平成 23 年 9 月 末日まで	平成23年11月2日から 平成23年11月8日まで
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課生涯学習課、人権教育課、人権教育課、人権教育課子ども未来推進室少年育成センター学校給食課高瀬町地域農産センター高瀬町地域農産センター豊中町学校給食センタターに尾町学校給食センターに尾町学校給食センター	平成 23 年 4 月 1 日 から平成 23 年 9 月 末日まで	平成 23 年 11 月 7 日から 平成 23 年 11 月 16 日まで

第2 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、合法性、正確性、 効率性等に主眼をおいて実施した。また、対象部課からそれぞれ関係資料 及び関係帳票等の提出を求めて審査するとともに、各支所における関係団 体等の預金通帳の管理、公用車の運行記録、宿日直時における一時預かり 金の取扱等について関係職員から説明を聴取して実施した。

第3 監査の結果

各所管の事務事業の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に おいて次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられたので、速やか に所要の措置を検討実施されるよう要望する。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、 遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した比較的軽微な事項については記載 を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただき たい。

【改善検討事項】

〈三豊市高瀬町地域農産物利用促進センター〉

- ① 三豊市高瀬町地域農産物利用促進センター条例及び同施行規則には一般給食の代金の決定や徴収方法についての記述がなく、同条例第6条の規定によって設置される運営委員会で決定されているとのことであるが、その決定経緯が不透明に陥りやすい恐れがあるので、明文化等を検討すること。
- ② 基本的には月末締めで納付書により代金を収納しているが、配達時に現金を受け取る場合があり、つり銭が必要な時は配達した職員個人の金で対応して帰着後精算をしている。会計課を通じてつり銭を準備する等の対策を検討すること。

【意見】

①公金等に係る預金通帳の保管について

三豊市関係団体等の預金通帳管理については、平成19年4月1日に定められた「三豊市公金等に係る預金通帳の保管に関する指針」以降、その管理について様々な検討・改正が加えられてきたが、今回、市職員による外郭団体の運営資金の着服・横領事案が発生した事は、あってはならない事であり非常に残念である。

今後は市職員としての自覚とモラルの向上に努め、会計管理者から示されている指針・通知を十分に認識し、市民の信頼を回復すべく適正かつ実効ある執行を望む。

② 支所の住民サービスについて

職員の減、事務事業・組織の見直し等により、支所の人員も「減」の方向で推移している。その様な中、多くの市民の来庁、多分野での事務処理を行っている支所において住民サービスの低下が危惧されるところであるが、事務机のカウンター対面配置、一定期間での担当事務のローリング等を行い、より良いサービスの提供に向けて工夫をしている。本課との情報の共有を密に図り、サービスの向上に日々検討実施されることを期待する。

以上